

平成30年7月12日

問い合わせ先	消防局警防部救急課 (☎546-3461 / fax246-1160)
	中消防署警防課 (☎546-3503 / FAX542-7720)
	東消防署警防課 (☎263-8401 / FAX263-7489)
	南消防署警防課 (☎261-5181 / FAX261-5191)
	西消防署警防課 (☎232-0381 / FAX232-3293)
	安佐南消防署警防課 (☎877-4101 / FAX877-9462)
	安佐北消防署警防課 (☎814-4795 / FAX814-9931)
	安佐北消防署安芸太田出張所 (☎0826-32-2011/fax 兼)
	安芸消防署警防課 (☎822-4349 / FAX822-9119)
	佐伯消防署警防課 (☎921-2235 / FAX921-5336)

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除

1 内容

傷病者搬送証明書の交付手数料の免除

2 対象者

平成30年7月5日(木)からの大雨、土砂災害等により被災(負傷)し、救急車又は広島市消防局のヘリコプターにより医療機関へ搬送された方を対象とします。

3 手数料免除の取扱いをする期間

平成30年7月5日(木)発行分から、期間を限定しない。

4 傷病者搬送証明書の交付窓口

救急車又は広島市消防局のヘリコプターで搬送された場合

- 消防局警防部救急課又は各消防署警防課消防指導係
- 安佐北消防署所属の救急隊に搬送された場合は、安佐北消防署安芸太田出張所でも交付可能

・ 安佐北消防署所属の救急隊

中島救急隊、白木救急隊、高陽救急隊、可部救急隊、安佐救急隊、安芸大田救急隊

5 手続き方法

傷病者搬送証明申請書の提出

6 申請者の範囲

- (1) 傷病者本人
- (2) 傷病者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等内の親族
- (3) 上記(1)又は(2)の委任状を有する者

7 その他

上記6(1)の場合は、申請者本人であることを証明できるもの(運転免許証や健康保険証等)、(2)の場合は傷病者との関係が分かるもの、(3)の場合は委任状が必要となります。